

「二国間関係における恣意的拘束の利用に反対する宣言」要旨

●冒頭

- 宣言の目的は、国際協力を促進し、国家と国家との関係における恣意的拘束の利用を終わらせること。

●本文

国際法及び国連憲章の諸原則にのっとり、

- 恣意的拘束を利用した威圧的外交は、世界人権宣言、自由権規約、及びその他国際・地域人権文書等、**国際人権法に反する旨を確認**(パラ1)。
- 恣意的拘束の利用に対して**深刻な懸念を表明**(パラ2、3)。
- 各国に対し、**公平かつ公開の裁判に関する義務を尊重することを要請**(call on)(パラ4)。
- 全ての国に対し、**恣意的拘束行為を行わないよう要請**(urge)(パラ5)。
- **領事関係ウィーン条約を含む国際法に基づく領事アクセスの提供義務を尊重**(パラ6)。
- 国際人権法にのっとり、人権侵害の被害者救済の必要性を確認し、**被拘束者の即時解放を要請**(call for)(パラ7)。
- 全ての国に対し、被拘束者に対する不当な扱いを阻止すべく、**具体的な行動をとることを要請**(call upon)(パラ7)。
- 自国民が恣意的に拘束されている国と結束し、共通の懸念(恣意的拘束)に対して**連携して取り組む**(パラ8)。